

# 季節労働者の方へ

離職前でも申込可！

## パソコン・特別教育講習受講費用の助成について

協議会では、季節労働者の方が通年で働くために必要な講習の受講料(テキスト代含む)を全額助成します。

### 1 助成対象講習

- ・パソコン基礎講習 3日間(入門・ワード初級・エクセル初級)
- ・クレーン運転業務特別教育(つり上げ荷重0.5ト以上5ト未満のクレーンの運転業務に従事。)
- ・小型車両系建設機械運転業務特別教育(機体質量3ト未満の整地・運搬・積込用機械及び掘削用の運転業務に従事。)
- ・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(フルハーネスを用いて行う作業に従事。ロープ高所作業を除く)

### 2 対象となる季節労働者(下記①②の方)

- ①北斗市・七飯町・森町・鹿部町に住所を登録されている季節労働者の方
- ②次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方で、確認書類(写し)を提出できる方
  - (1)雇用保険の被保険者種類が**短期雇用特例被保険者**として雇用されている方又は離職予定の方
  - (2)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が**短期雇用特例被保険者**であった方(離職年月日が令和4年4月1日以降の方)
  - (3)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等(高年齢被保険者を含む)であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和4年4月1日以降の方)

### 3 講習予定日

※変更になる場合があります。

- ・パソコン基礎講習…平日3日間で日時は受講者と教習先との日程調整となります。
- ・クレーン運転業務特別教育(2日間) 12/9(土)～12/10(日)
- ・小型車両系建設機械運転業務特別教育(2日間) 8/5(土)～8/6(日)・9/9(土)～9/10(日)・10/14(土)～10/15(日)・11/25(土)～11/26(日)
- ・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(1日間) 8/10(木)・10/6(金)・12/13(水)

### 4 申込期限

令和5年12月20日(水)

### 5 募集人数

パソコン基礎3名・クレーン運転3名・小型車両系3名・フルハーネス4名

### 注意事項

- ※先着順に受け付けします。人数に達した時点で、申込期限内でも募集を締め切ります。
- ※お申し込みは、パソコン・特別教育講習、技能講習のうち一人1講習です。
- ※受講者の都合で講習を修了できない場合は、講習料を受講者本人に負担していただきます。

### 6 申込に必要なもの

- ①パソコン・特別教育講習委託事業申込書
- ②アンケート調査票
- ③誓約書

※用紙は協議会事務局(北斗市役所)及び七飯・森・鹿部の各町役場の労働担当課にあります。

④印鑑(ゴム印以外の印鑑)

⑤雇用保険特例受給資格を証明する書類【詳しくは裏面に掲載しています】

### 7 書類提出先

協議会事務局(北斗市役所)及び  
七飯町・森町・鹿部町役場の労働担当課

## 雇用保険特例受給資格を証明する書類

- (1) 雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者として雇用されている、または離職予定の方  
→下記の(ア)提出 **離職前でも(ア)で申込可!**
- (2) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(離職年月日が令和4年4月1日以降の方) →下記の(イ)(ウ)のいずれか提出
- (3) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和4年4月1日以降の方)  
→下記の(イ)前職分と(ウ)前々職分提出(両方)

(ア) 雇用保険被保険者資格取得等  
確認通知書 (被保険者通知用)

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書  
(被保険者通知用)

被保険者番号 確認(受理)通知年月日 資格取得年月日 取得時 被保険者種類

被保険者氏名 生年月日(元号-年-月-日)

事業所名略称 転勤

この数字が2又は3の方

(イ) 雇用保険被保険者離職票1と2(両方)

様式第6号(2) 雇用保険被保険者離職票-2

様式第6号(1) 雇用保険被保険者離職票-1

資格喪失確認通知書(被保険者通知用)

この数字が2又は3の方

(ウ) 雇用保険特例受給資格者証 (受給資格通知)

雇用保険特例受給資格者証 (第1号)

1. 支給番号 2. 氏名

3. 被保険者番号 4. 性別 5. 離職時年齢 6. 生年月日 7. 求職番号

8. 住所又は居所

9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)

10. 資格取得年月日 11. 離職年月日 12. 離職理由

13. 60歳到達時賃金日額 14. 離職時賃金日額 15. 給付制限

16. 求職申込年月日 17. 認定予定月日 18. 期限年月日

19. 基本手当日額 20. 所定給付日数 21. 雇用保険者期間

22. 離職前事業所

23. 特殊表示(災害時、一括、遅延)

ここに特例と記載がある方

お問い合わせ先

## 南渡島通年雇用促進支援協議会

《事務局》〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号  
北斗市役所 経済部 水産商工労働課内  
TEL 0138-73-3111



平日8:30~17:00 / (休) 土日祝・年末年始(12/29~1/3)

《協議会構成》 北斗市・七飯町・森町・鹿部町

北斗市商工会・七飯町商工会・森商工会議所・森町さわら商工会・鹿部商工会  
北海道渡島総合振興局・函館公共職業安定所(運営委員会オプザーバー)

※詳細については、北斗市ホームページサイト内 検索で「南渡島通年雇用促進支援協議会」で検索、またはご連絡ください。